

議案第70号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
企画政策課	このたび議会から法令に定めがあるものを除き、附属機関の委員構成から市議会議員を除くことを求められたことを受けて、三田市総合計画審議会その他関係する附属機関の委員構成を変更するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項ほか</p> <p>【改正内容】 次に掲げる附属機関の委員構成から市議会議員を削る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 三田市総合計画審議会 (2) 三田市旅館業立地審査会 (3) 三田市健康福祉審議会 (4) 三田市スポーツ推進審議会 (5) 三田市環境審議会 <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【その他】 上記(4), (5)の審議会については、当該条例の付則でそれぞれ改正</p>	